

第二十回日本会計研究学会大会

加藤盛弘

企業会計が社会的・経済的条件の発展に大きく影響されることはいままでもない。制度として顕現化される近代会計は社会的・経済的土台とのつながりがことのほか深い。その意味において先般、法務省民事局から試案として発表された『株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱』の関連においてとりあげられた今大会の統一論題「企業における計理体系——商法計算規定改正試案に関連して——」は敏感に今日の問題点を反映していたといえるし、又他の二つの統一論題「利益計画」および「各国における監査制度」もそれぞれ今日の意義を十分に有する問題であった。

第二十回大会はこれら三つの統一論題と自由論題（報告者十六名）および今大会においてはじめて試みられた指定論題（「企業会計原則連続意見書をめぐる問題点」と「専業部制における会計問題」）のもとに、五月二十五日から三日間神戸大学において行われた。

つぎに、本大会の統一論題の論題とその報告者とを示し、とくに「一」について簡単にふれることにしよう。

一、統一論題

1. 企業における計理体系

——商法計算規定改正試案に関連して——

資本と利益

慶大 高橋吉之助

会計基準の論理構造（商法改正に関連して）

横浜国大 中島省吾

期間費用の確定と引当金

東大 江村稔

資産評価と計理体系

神商大 坂本安一

二、利益計画

直接原価と期間費用の分類

埼玉大 佐藤精一

非線型的利益計画の研究——Bohn非線型解法批判

広島大 福田誠 他

利益計画と予算編成

山口大 脇黒和俊

貸借対照表計画の重要性

——利益計画と資金計画に関連して—— 早大 染谷恭次郎

三、各国における監査制度

アメリカ会計士監査における独立性の問題

早大 日下部与一

イギリスにおける監査実施の問題点

——マクベスの所説を中心として—— 和歌山大 桜井蔵弘

スエーデンの会計士監査制度

神外大 近沢弘治

日本における監査制度——監査報告書の問題点——

一橋大 飯野利夫

さて、統一論題の「企業における計理体系」においては高橋教授が商法計算規定改正試案における配当可能利益限度額の算定を中心に説明をされ、その算定において、開業準備費等の繰延資産が会計理論上の取扱と異なり扱いをうけていることにふれながら、『試案』の非論理性を指摘された。中島助教授は商法改正試案そのものを批判検討するためには、まず、規範性、理論性を代表するものとしての会計基準の論理構造を明らかにし、それとの比較検討において『試案』を考えるべきであるとし、ペイトン理論にそつて、会計基準の論理構造を説明された。江村助教授は引当金の設定、取崩しを、助教授が考えられる会計構造との関係において考察され、助教授の論理体系（フィクシヤスであることを目認されながら）から計理体系を形成されようとした。最後に坂本教授は改正試案における棚卸資産の低価主義評価の問題を中心に論究され、企業会計原則のそれは、その底に流れる思想から原価主義の変形と考えることができるが、『試案』のそれは、その財産法的思考からして時価主義にはかならないと主張された。

このように四人の報告者の報告は、それぞれ問題点を指摘していたとはいえ、それらはすべて、あるべき会計理論と改正商法計算規定とのへだたりを、後者を前者に近づけることにより問題を解消せんとするものであった。しかし、我々がもつとも問題にしななければならない点は今度の改正試案がいかなる経済

的基盤、要求のもとに発表されたのか、そして、いかなる経済的機能をはたすことを目的としているかということであると考えられる。そのような意味において、問題が十分な巾と深さをもつて検討されなかったことは遺憾であるといわなければならない。